

## 西村大臣記者会見要旨

令和2年7月20日（月）16時27分～17時02（35分）

（於：中央合同庁舎第8号館1階S101・103会見室）

（大臣冒頭発言）まず冒頭にテレビの取材も入っていましたが、けれども、本日、経団連、日本商工会議所、経済同友会の3団体とテレビ会議を行いました。私からは感染拡大防止と社会経済活動との両立という観点から、引き続きテレワークや時差出勤について御協力をお願いしたいということ。それから雇用について、企業の皆さん方に非常に踏ん張っていただいていることに感謝を申し上げつつ、政府の支援策についても御説明しながら、いわゆる第二の就職氷河期をつくらないように、ぜひ採用についてお願いをしたいということも申し上げました。

それから現在公募を行っておりますAIシミュレーション、AIによる対策の分析などでありまして、この活用について御説明申し上げ、研究テーマやそれぞれの企業が持っているデータについて、ぜひ御提供いただきたいということをお願いしました。個人情報保護した形でデータを使えるように、いわゆるビッグデータとして分析に使えるようにしたいと思っています。当然様々な使い方があるわけですが、一応7月いっぱいには提供をお願いし、研究が始まってきますので、そして8月にはまず第一陣として一定の分析成果が出せればと考えています。

経済界の方々からは、骨太の方針について御評価をいただくとともに、行政のデジタル化、そして民間もですけれども、これを一段と進めていくことで認識を共有いたしました。また、雇用対策については産学協業で、就職フェアをオンラインで行うなどの取り組みもお伺いしました。それからAIを用いた取り組みについては、先ほどお願いしたことについて連携して対策を進めていくことで一致しました。特にデータに基づいた対策ということで、この点の認識をともにしたところです。

それからPCR検査能力の拡充等について、環境整備の必要性の御指摘。これも私どもが骨太方針で示しているところでもあります。また、地域によって新規感染者数に濃淡があるということで、国と地方の役割を整理すべきではないかとの御指摘もいただきました。経済界の皆様とは引き続き緊密に連携をし

て、今後の感染防止策と経済社会活動の両立の実現に向けて、連携をしていければと考えています。

それからイベントの開催についてであります。8月1日以降は収容人数の2分の1ということと、5,000人という人数制限が今はあるわけですが、この5,000人の人数制限を撤廃する方針でこれまで目安を示してきたわけですが、この点も含めて今週中に分科会を開いて、今の感染状況、これについてしっかりと分析をいただいて評価をいただきたい、議論をいただきたいと考えております。

私からは以上です。

(問) 全国知事会の会議で、知事が行う休業要請について罰則規定を設ける、あるいは補償制度を設けるよう法改正を求めるという提言をされたということですが、大臣はかねてからこの法改正については論点整理をしているとおっしゃっていますけれども、これらの知事会の求める点についての現状での整理の状況をお聞かせください。それからその論点整理の作業スケジュールの出口をどのあたりに持ってこられてされているのか、そのあたりもあわせてお願いいたします。

(大臣) 特措法については、これまで運用、執行の責任者として対応してきましたけれども、幾つかの課題があると認識をしています。論点と言ってもいいと思いますけれども、一つには、そもそも感染症法との関係で、今回WHOが新型コロナウイルスということで特定をされましたので、いわゆる新感染症に当たらずに、指定感染症に当たるということで、法改正を行わなければいけなかったわけですが、指定感染症であっても全国的かつ急速に蔓延の恐れがあるようなものがあれば、法改正なしにできるのではないかという議論も、論点もあると思います。

それから今御指摘があったように、より感染防止策の実行性を上げるための措置に強制力を持たせるべきではないか、ということも大きな論点になっていると思います。これまでも申し上げてきましたけれども、緊急事態宣言のもとでは休業要請などの指示ができて、そして公表ができる枠組みですが、それ以上の強制力を持たない法体系になっていますので、より実行性を持たせるために何らかの対応が必要ではないかということで、これまでも法制局とも議論をしてきていますが、例え

ば他の法体系で見られるように、指示の後に命令があって、それに応じない場合に罰則があるというふうな法体系も考えられるのではないかと認識をしています。

ただ、法改正を行うには立法事実が必要になってきますので、指示に従わなかった、公表しても従わなかったがゆえに感染拡大が起こったのかどうか、これについてよく見きわめをしていかなきゃいけないと思っています。そのために立法事実をよく整理して対応しなきゃいけないと考えています。

それから、緊急事態宣言の前に何か営業停止などの措置がとれないというお考えもいただいています。指摘もいただいています。提案などもいただいているところですが、法体系全体が、法5条が象徴ですけれども、私権の制約を伴う措置については必要最小限にしなきゃいけないという趣旨が書かれています。基本的人権の尊重がうたわれているわけであります。そのもとでこれは、緊急事態宣言の後であっても指示・公表までしかない、強制力を持たない法体系の中で、緊急事態宣言の前に何か営業停止などの強い措置を取ることができるかどうか、という法体系全体にかかわる課題ですので、かなり議論をしなきゃいけないと考えています。

ただ、私もずっと課題として認識し、何かできないのかと考えてきましたけれども、まさに蔓延を防ぐために何らかの措置がとれないのかというのは、強く意識してきました。このあたりも含めて法制局とよく議論をしていきたいと考えています。

それから前にも申し上げましたけれども、医療提供体制を万全とするための措置ですが、緊急事態宣言のもとで臨時の医療施設を作ることができて、そのときには建築基準法とか医療法とか消防法などの特例が設けられていますので、臨時の医療施設ということ迅速に設置することができます。しかし緊急事態宣言の前であっても、やはり医療提供体制に万全を期すという観点からは、何らかのことができないのかということも含めて、これも論点の1つだと考えています。

それから知事会を初めいろいろ御提案をいただいている中に、補償というものも休業要請にあわせて明記するべきではないか、という御指摘をいただいています。この点についても今、法律上は書いていないわけですが、政府としてはいわば実態上、事実上補償を行ってきているという認識を思っています。50%以上売上が減っている中小企業に対しては、持続化給付金

という形で既に260万社以上、3. 数兆円になっていると思いますけれども、給付を行っています。

そして雇用調整助成金で雇用、つまり休業手当に対しても、中小企業の場合は休業要請に応じてくれているところは、10分の10まで国が助成をするという枠組みになっておりますので、そういう意味で実態上行われてきていると思いますし、さらには例えば50%以上だけかという議論もありますけれども、これについては地域の事情に応じて、いわゆる地方創生の臨時交付金を3兆円配分いたしておりますので、その中で協力金という形で支援をしている都道府県もあれば、あるいは30%以上売上が減ったところに対して支援をしているような市町村もあるということで、こうした支援策が上乘せで行われてきています。さらには今回、家賃支援ということで、最大600万円の支援をしていくわけでありますので、そういう意味で実態上そういった事実上の補償を行ってきていると。言葉はともかく、名称はともかく、そういった認識をしています。

休業要請を行うような緊急事態宣言のもとでも、事業を継続していけるように、そうした措置をとっているということも御理解いただきたいと思いますが、法制上どんなふうに整理をしていくのか。これも様々な御提案、要請をいただいておりますので、提案としてしっかりと受けとめて検討していかなきゃいけない、検討課題の1つだと認識をしています。

その上で法体系全体にかかわることについては少し時間を要しますし、また、今なお足下で感染が拡大傾向にある中で、なかなか全体を議論するのは難しいと思いますが、法制局とは随時、特に何か措置が取れないのかというところは、他の法令も含めて議論を進めているところであります。より実行性が上がる形で感染防止策がとれるように、引き続き考えていきたいと思っています。

(問) 「G・O・T・o・トラベル」についてなんですけれども、官房長官が午前中の記者会見で、キャンセル料を補償するという方向で調整に入ったということをお明らかにされました。この対策の目的なんですけれども、そもそも地方に旅行してもらって、地方の観光業を支援するための事業だったと思うんですけれども、今回のこの措置をとることになれば、キャンセル料補填ということで、どこにも行かない旅行者に対して、経済効果を生

まない人に対して税金を投入することになるんですけれども、このことについてどのようにお考えになっているのかということとあわせて、キャンセル料についての制度設計をそもそもしていなかった状態で、前倒しで実行しようとしたことについて、政府の見通しが甘かったのではないかという指摘もありますけれども、これについての御所見をお願いいたします。

（大臣）キャンセル料については詳細を聞いておりませんので、後の御質問も含めて国交省において適切に判断されて、制度設計を含めて、今どういう対応ができるか検討されているものと思います。

（問）連日お聞きしていますが、大阪など他の県でも過去最高の感染者数を更新したり、地方で感染者が増えています。この状況で「G・O・T・ラベル」、今は東京だけが除外ですが、こういったタイミングで、また、何を基準にそこを除外したりする判断をするのか。また、除外しないという判断をこのまま続けるのかというところをお伺いしたいです。

（大臣）専門家の皆さんと日々、感染状況については分析をしていますし、今週開く予定の分科会でも感染状況についてはしっかりと分析をいただいて、御意見をいただく予定にしております。特に8月以降のイベントの開催についてどう考えるかということについて、御議論をいただく予定にしております。引き続き専門家の皆さんの御意見もいただきながら、また、確かに首都圏のみならず関西圏、そして全国でも感染者の数が増えている状況でありますので、この内容についてよく分析をしていきたいと考えています。特にクラスターがあちこちで発生していますので、このクラスターの分析、こういったもとでクラスターが発生しているのか。

これまで大きく見てくると、場所はともかく、やはり3密の状態が発生しているようでありますので、やはり基本は密閉、密集、密接。そして最近ではそれに大声。そしてそれに大いに関係するんですけれども、換気の悪さ、これが大きな要因となっているようでありますので。やはりこのウイルスはどこに潜んでいるかわからない。1億3,000万人全員が一遍に検査はできませんので、無症状の人もたくさんいる可能性がある中で、どこに潜んでいるかわからない中で、常に3密を回避し、大声とか換気の悪いところは避けるような、そういった取り組み。

当然マスク、手洗い、消毒、こういったことが基本でありますけれども、それを徹底することが大事だと考えています。

いずれにしても、そうしたクラスターの状況とか感染状況について私は毎日、何人かの専門家の皆さんとは分析をしていますけれども、分科会でもより多くの構成員の方々から、それぞれの立場から分析をいただいて、対策・対応については適切に判断していきたいと考えています。

（問）イベント開催についてお伺いしたいんですけれども。まず週内に開かれるということですが、調整状況としていつ開かれるのかということ。それと5,000人のところを先ほどもおっしゃいましたけれども、5,000人は屋内外で今かかっていると思いますが、どちらについても分科会のほうにお諮りになるのかということ。それともう1点。今50%、2分の1の話もありましたけれども、これの扱いについてはどういうふうに分科会のほうでお取り扱いになるのか、ということをお願いします。

（大臣）日程については現在調整中ですので、今週中、できるだけ早く開ければと考えています。8月1日からのことですので、様々な事業者が準備を進めていると思いますので、できるだけ早く開ければと。ただ、この今の感染状況の分析にも一定の時間がかかりますので、それとの兼ね合いも含めて日程を調整している状況です。

それから今は収容人員の2分の1、それから5,000人ということで、5,000人のほうを緩和するのが8月1日からの予定になっているわけですがけれども、今の感染状況を分析していただくということとあわせて、このことについてどう考えていくのかということについて御議論をいただいて、御意見をいただきたいと考えています。

まさに4万人とか5万人、首都圏では8万人収容のスタジアムもあると思いますので、そうすると最大4万人ぐらいの人が動くことになります。今は5,000人までですから、プラス3万5,000人。5万人の会場でも2万5,000人の人が動く、2万人が動くということになってきますので、首都圏でかなりの人の動きができるでしょうし、また、前後で様々な人の集まりが生じるでしょうし、また、会場内のトイレや飲食を含めて、いろんなことが起こり得ると思いますので、こうした状況について専門家の皆さんの、今の感染状況の分析、あるいはクラスターの

分析などとあわせて、率直に御議論いただいて御意見をいただければと考えているところです。

（問）菅官房長官が、休業要請と補償はセットで考えることが必要だという趣旨の御発言をテレビなどでされていらっしゃるんですけども、大臣はどのようにお考えなのか教えていただけないでしょうか。

（大臣）先ほど申し上げましたように、検証課題というか、様々な知事会からも御提案をいただいていますし、いろんな御提案をいただいている中で、休業要請と補償のあり方についても、検証の課題の1つであると認識しています。先ほど申し上げたように、実態としては法律に書いていなくとも、今様々な1次補正、2次補正の中で企業が、特に中小企業が事業を継続していけるように下支えをしっかりと、持続化給付金やあるいは雇用調整助成金、さらには家賃支援、そしてそれぞれの地域の事情に応じて、地方創生の臨時交付金でそれを上乗せして支援を行ってきていますので、そういったことを通じて私は実態上、法律には書いてありませんけれども、事実上補償を行ってきていると考えています。

ただ、法律上どういうふうに書いていくのか。あるいはどう整理すべきかということについては、検証課題の1つだと思っていますので、今の足下の感染状況はこういう状況ですので、現場も我々のスタッフも、何とかこれを大きな波にしないようにしなきゃいけないということで全力を挙げていますので、落ちついたところで議論ができればと考えています。

（問）

新型コロナウイルスのワクチンについてですけれども、現在、政府の分科会でも接種の優先順位などの討議が開始されたと承知しております。ちょっととっぴというか、ぶっ飛んだ質問なんですけれども、アメリカの経済誌『フォーブス』で7月20日に公開された記事の中で「米国において新型コロナウイルスのワクチンが、国民を監視するため人々にマイクロチップを埋め込むために用いられる可能性」というのを報じています。西村大臣は日本においてこのようなことがなされる可能性があるとお考えでしょうか。御意見をお聞かせください。

（大臣）全くその報道は承知していませんけれども、全く

考えられないことだと思えます。今我々が議論しているのは、国民の皆さんが望んでいる治療薬とともに、ワクチンを望んでおられますので、この開発をまず急いでいると。1次補正、2次補正でしっかりと予算を確保して、可能性のあるもの。もちろんしっかりと公平公正に審査をして、そして開発支援を行いながら、また、増産をするためのその予算も確保しています。そして海外では既に第3相、大規模な人数で有効性を確認する段階にまで至っているワクチンもあります。

そうしたところの開発主体、企業とも交渉しながら、開発された暁には日本国民のために一定の量を確保できるように、そうしたことの交渉も進めながら、そしてその上でワクチン接種をどういう形で進めていくのがいいのか、専門家の皆さん、感染症の専門家もそうですし、社会、経済様々な分野の専門家の皆さんに入っただいて、御議論いただきたいと思えます。

御指摘のようなことは全く考えておりませんし、何よりも国民の皆さんの命、健康を守るということを最優先に、そして特にリスクの高い方とかお一人お一人の命を守るために、どういった接種のあり方が必要なのか。そしてまた、早ければ冬、年末とか年始とかには開発するといった声も聞こえてきますので、そういったときに間に合うように、しっかりと準備を進めていきたいと。そのために注射器とか注射針とかこういったものも準備をしておかなきゃいけませんし、増産できるようなそうした体制のことも考えていかなきゃいけませんので、専門家の皆さんに御議論いただきたいと思っています。

ありがとうございました。

(了)